

うえの事務所通信

Vol. 11

ごあいさつ

こんにちは！ 子供の頃、ビックリマンシールにはまって、カード欲しさにひたすらビックリマンチョコを買い続けて、カードを手に入れるのと共にチョコを大量に食べていた上野俊夫です。目的はカードを手に入れることなのですが、ビックリマンチョコはチョコ自体美味しい、バリバリ食べていました。私は子供のころはスナックなどのジャンクフードが大好きで、割とポチャリとした体形でした。

平成26年10月22日発行

発行編集責任者

弁護士 上野俊夫

上野俊夫法律事務所

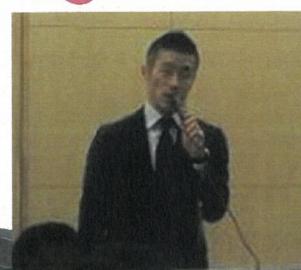
群馬県館林市本町 2-2-14

TEL 0276-56-4736

FAX 0276-56-4735

✉ ueno-law@kfabiglobe.ne.jp

URL law-uenoblogdehp.ne.jp/



先日、前橋地方裁判所高崎支部で、妖怪ウォッチという今子供で流行っているアニメのメダルを複製して販売したとして、著作権法違反で、28歳の男性が有罪判決を受けました。

男性が作っていたのはレジエンドメダルという希少価値の高いメダルだったそうです。

男性は、そもそもは、長男を喜ばせるために、なかなか手に入らないメダルを複製したそうです。

作ってみたところ、これは高値で売れるのではないかと思い、ネットオークションで販売したそうです。それで、15万円の利益をあげました。

当初の子供を喜ばせたいという動機は理解できますし、子供に渡すだけで留まっていたら、特許権侵害になりませんでした。しかし、オークションで販売するとなれば特許権侵害です。

ところで、オークションでメダルを購入するのも子供を喜ばせたいという大人でしょう。最近は、子供のコレクション収集に、親も一緒に過熱しているように感じます。少子化の影響でしょうか。

私が熱心に集めていたビックリマンシールなど私の親も友達の親も無関心でしたから、時代の変化を感じます。子供が熱中するものに关心をもってやるのはいいことだと思いますが、過干渉との線引きが難しいところです。

冒頭の刑事事件、懲役1年6月、執行猶予3年、罰金50万円でした。15万の利益でこの刑事罰を受けてしまうわけです。

前回に引き続き、債権回収について書きます。

皆様は最強の債権回収方法は何だと思いますか？

それは、不良債権となってしまうような相手方とはそもそも取引をしないということです。「何だ」と思った方もいらっしゃるかもしれません、重要なことです。どうやって相手方の資力を調べるかというと、まずは会社の登記情報を見ます。そうすると、代表取締役の住所をはじめとした会社の情報がわかります。その後、代表取締役の自宅の登記簿を取ります。

そうすると、大抵、銀行融資の担保権が設定されています。自宅の登記簿からは、他にどんな不動産に担保が設定されているかもわかります。担保を受けられたときの融資額まで分かってします。

これらの調査をすると、その会社がどんな会社か分かってきます。その他、最近はフェイスブックやツイッターなどから情報を収集することもできます。皆様も大口の売掛ができるような会社と新規の取引をするにあたっては、これらの調査をお勧めします。顧問先様については仰っていただければ、当事務所でこれらの調査を致します。

